

# 「建設労働者確保育成助成金（技能実習コース）」 の一部を改正しました

「建設労働者確保育成助成金（技能実習コース）」は、雇用する建設労働者に有給で登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費、賃金の一部を助成する制度です。

**平成28年4月1日から**、助成内容や手続きの一部について、下記のとおり改正を行いましたのでご留意ください。

※詳しくは、厚生労働省ホームページにありますパンフレットなどをご覧ください。

## ＜主な改正内容＞

★マークは新規または拡充

コース		現 行	改正内容
技能実習コース (経費助成)	助成対象の 実習内容	技能等の習得に関する実習	①技能等の習得に関する実習
		技術検定に関する講習(通学・通信)	②技能等の指導方法改善に関する実習 <sup>※1</sup> ★
	対象者と 助成割合	中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10]	技術検定に関する講習(通学のみ) <sup>※1</sup>
	1回の限度額	1人あたり20万円	①中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10] ②中小建設事業主・団体以外 [助成率5/10] <sup>※1</sup> ★ (②は女性労働者を対象とする場合のみ)
	修了条件	なし	1人あたり <b>10万円</b> <sup>※1</sup>
添付書類	賃金台帳、出勤簿等は必要に応じて提出	カリキュラムの <b>7割以上の修了</b> が必要 <sup>※1</sup>	
技能実習コース (経費助成・賃金助成)	年度上限額	なし	経費助成でも賃金台帳、出勤簿等の提出が必須 <sup>※1</sup> (実習期間中の賃金の支払いを確認します)
			1事業所あたり経費助成・賃金助成 あわせて <b>500万円</b> <sup>※1</sup>

※ 賃金助成については、変更はありません。

※ 雇用している雇用保険被保険者である建設労働者に、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。

また、建設労働者の所定労働時間外及び休日に技能実習を受講させた場合は、以下の①または②の場合は助成の対象となります。

① 所定労働時間外に実施する技能実習を受けさせた場合

所定の賃金（所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額に加え、労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合

② 所定労働日以外の休日に実施する技能実習を受けさせた場合

受講日について振替休日を与え、または労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金以上の額を支給する場合

※ 1 平成28年4月1日以降に提出される計画届に基づく技能実習から適用されます。

## 熊本労働局職業対策課

[〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本合同庁舎A棟9階]

TEL: 096-211-1704

FAX: 096-211-1732

